

(別紙) 大津市障害者移動支援事業 Q&A

(作成日) 令和3年2月19日 (適用日) 令和3年7月1日

番号	分類	Q	A
1	利用要件	現在、手帳（自立支援医療受給者証）を申請中です。申請中の状態でも、利用申請ができますか？	できません。 手帳等の交付を受けてから、利用申請をしてください。
2	利用要件	施設入所者が余暇で出かけたいとき、移動支援を利用できますか？	基本的には施設職員が対応するのが原則であり、施設入所に係るサービス費との併給になる為、認められません。ただし、日中サービス（生活介護等）を利用せず日中サービスの時間帯に余暇等（通院を除く）で外出する場合、移動支援を利用できます。
3	利用要件	グループホームの入居者は利用できますか？	世話人・支援員等のグループホームの職員が対応するのが原則ですが、長時間の外出支援、遠方への支援など、グループホームによる対応が適当ではないと考えられる場合については利用できます。
4	利用要件	個別支援において、2人介護の必要性が認められる場合とは、具体的にどのような場合ですか？	相談支援専門員等が作成する「2人介護利用に当たっての意見書」により、利用者が以下の状態であると判断される場合、2人介護が認められます。 ・ 障害者等の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合 ・ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ・ その他障害者等の状況等から判断して、上記2点に準ずると認められる場合
5	使い方	短期入所から通所先の事業所への移動に利用できますか？	利用する短期入所事業所に送迎体制がない場合のみ、利用できます。ただし、通所先の事業所で送迎対応が可能な場合はそちらの利用が優先されます。
6	使い方	病院から病院への転院時や、病院から入所施設、入所施設から病院への移動の際に、車両移送型支援を利用できますか？	質問のような場合における移動等の介助については、障害の有無に関わらず車両での移動が望ましいと想定されるような場合であると考えられるため、車両移送型支援は利用できません。介護タクシーや福祉有償運送車両等を利用してください。
7	使い方	利用者本人が運転する自動車に支援員が同乗して、外出（移動）することはできますか？	認められません。
8	使い方	複数名で同じ学童（児童クラブ）に向かうとき、グループ支援を利用できますか？	利用できます。
9	使い方	事業者が主催（発案・企画）した集団旅行や遠足等のレクリエーション活動に際して、利用できますか？	移動支援事業は、原則利用者の発意による外出となります。特定の利用者を集める目的で、移動支援事業者（運営法人も含む）が主催する行事等については、移動支援の対象になりません。

番号	分類	Q	A
10	使い方	障害福祉サービスの通院等介助を利用して自宅から病院に行った後、そのまま帰りに移動支援を利用して買い物に出かけることはできますか？ (自宅→病院→スーパー→自宅)	障害福祉サービスの通院等介助は、本来自宅→病院→自宅の一連の支援を想定していることから、行きと帰りで異なるサービスを利用することは原則認められません。ただし、病院の帰り道にあるスーパーで買い物をしたい場合など、移動支援を利用するために、わざわざ一度帰宅することが利用者の利便性を欠く場合にあっては、病院を支援の出発地又は帰着地とした移動支援を行っても差し支えありません。その場合は、以下のように考えます。 (自宅→病院への支援) 通院等介助 (病院→スーパーでの支援→自宅) 移動支援
11	使い方	グループ支援の利用の前後に、個別支援の利用ができますか？	利用できます。ただし、グループ支援と個別支援を明確に切り分ける必要があります。事業者と事前に確認をしてください。
12	使い方	学校の送迎バスのバス停までの移動に利用できますか？	通年又は長期にわたる定期的な外出に該当するため、移動支援では認められません。ただし、介護者の状況（病気や入院等）により、やむを得ず一時的に通学の支援が必要になった場合は、その事情が解消されるまでの間に限り利用を認める場合があります。事前に障害福祉課まで相談してください。
13	利用料金等	ヘルパーと一緒に食事をした場合の料金はどうすればいいですか？	原則として、ヘルパーの食事代はヘルパー自身が負担します。ただし状況に応じて（高級なレストランに行く際など）、利用者と事業所で事前に調整してください。 なお、ヘルパーと食事をしている時間について、利用者への支援が行われていない場合は報酬算定できません。
14	利用料金等	観劇・映画・コンサート等の入場料は誰が負担しますか？	会場内でも支援を行う必要があることを前提とすると、利用者本人がヘルパーの分も負担することになります。利用者と事業者で事前に調整してください。
15	報酬算定	他市町村の利用者の中に大津市の利用者が1人いる場合、グループ支援としての算定ができますか？	算定できません。 大津市の利用者が2人以上いる場合にのみ算定できます。
16	報酬算定	ヘルパー自らが運転する車両で、障害福祉サービスの通院等介助を提供する場合において、運転時間（除算対象）に車両移送型支援を算定することはできますか？	利用者が移動支援の対象者で、障害に起因して公共交通機関を利用して移動することが困難な場合に限り車両移送型支援の利用（算定）ができます。 車両移送型支援を、単なる交通手段としてタクシーの代わりに利用することや、通院が目的であっても本人が出先から病院に向かい、家族は病院で待ち合わせたい等の家族の都合で利用することは認められません。（家族が送迎できると想定されるため）

番号	分類	Q	A
17	報酬算定	複数名の利用者に対する支援であっても、支援員と1対1の数的関係があれば個別支援として算定できますか？	利用者とヘルパーが1：1となる支援体制が確保されている場合であっても、屋外でのグループワーク、同一目的地への外出、同一イベントへの参加など、同一の目的をもった複数人の障害者がグループで外出する際に提供する支援については、グループ支援として算定してください。
18	報酬算定	ヘルパーが運転する車で移動する場合の取扱いについて、運転を行うヘルパー（A）とは別のヘルパー（B）が乗車中も利用者の支援を行った場合、乗車時間中のBの支援について個別支援の報酬を算定できますか？	移動支援で、2人介護の利用決定を受けている場合のみ、算定可能です。
19	報酬算定	プール利用中の支援に係る報酬算定はできますか？	プール内であっても、トイレへの付き添いや、身体を拭く・着替え等の必要な介助や、危険回避のための必要な支援（プール内（水の中）で利用者の安全確認を行う等）を行った場合は、算定の対象になります。ただし、水泳の指導や、プールサイド等の離れた場所から見守るといった行為については、算定の対象になりません。 なお、プール内での支援を行う場合、利用者と事業者間で、プール内介護における損害や責任に関する事項をあらかじめ書面で確認し、サービス提供の都度、利用者の体調確認を行う等、事故の未然防止に努めてください。
20	報酬算定	居宅介護のサービス提供の間隔について、いわゆる「2時間ルール」がありますが、移動支援事業にも適用されますか？	居宅介護と同様、1日に移動支援を複数回算定する場合にあっては、概ね2時間以上の間を空けないでなければならぬものとします。
21	報酬算定	支援の為に訪問し、外出のための用意をしていたが、利用者の具合が悪くなる等の理由で外出できなくなった場合、移動支援の報酬算定はできますか？	突発的な体調不良等、利用者の都合で移動支援を中断した場合において、外出の準備に伴う支援、外出を促す支援を行っていた時間については、算定の対象になります。ただし、利用者の障害特性等の理由で外出できない状況が度重なる場合は利用計画自体を見直す必要があります。
22	報酬算定	やむを得ない理由で利用者を学校まで車両移送型支援で送迎する場合の、支援時間及び報酬算定の取扱いはどうなりますか？	行きと帰り、それぞれ独立した支援になるため、それぞれの支援時間に応じて車両移送型支援（単独型）を算定してください。
23	報酬算定	映画鑑賞中は報酬算定できますか？	チケットの購入補助、映画館の席までの移動介助に要する時間は算定の対象になります。着席して映画を鑑賞している間は原則除算になります。映画鑑賞中も飲食や姿勢保持等の介助が必要であり、側についていなければならない場合は個別支援として算定可能です。

番号	分類	Q	A
24	報酬算定	講演会の受講中や会議出席中は報酬算定できますか？	講演会等を受講している間、特に支援の必要がなく、単に見守っているだけでは算定の対象にはなりません。側についてメモを取る手伝いをしたり、姿勢保持等の介助が必要な場合には個別支援の算定が可能です。
25	サービス提供	業務の途中でヘルパーを交代することはできますか？	原則、利用者の支援は一貫して行われるべきものですが、利用者の障害特性等の理由により長時間の支援が必要になる場合であって、やむを得ず同じ事業所のヘルパーに途中交代することは可能です。その旨利用実績記録票に必ず記載してください。別の事業者のヘルパーに途中交代することはできません。
26	サービス提供	利用者と現地集合・解散をしてもいいですか？	移動支援は原則、自宅→目的地→自宅の支援です。わざわざ一度帰宅することが利便性を欠く場合においてのみ通所先等を支援の開始（終了）地点としても差し支えありません。 これらのルールは、移動支援が一人で外出が困難な方を対象とした事業であり、支援者から支援者へ引き継ぐ必要があるためです。 利用者の個別の状況を鑑みて、自立促進の観点から自宅以外での集合・解散が必要である場合には、事業所、相談員、家族等の関係者と十分に協議した上で実施することは可能です。その場合には、関係者との協議録を残し、市から指示があった場合には協議録を提出していただきます。また、現地集合・解散をする場合には事故やトラブルのないよう十分に注意して実施するとともに、事故やトラブルがあった際の対応について事前に利用者またはその家族と相談しておいてください。